

県外で妊婦健康診査を受診予定の方へ

県外の医療機関で受診した方に、妊婦健康診査費用を助成いたします。
下記のとおり申請が必要です。
(医療機関の領収書と明細書が必要となります。)

1. 対象

妊婦健康診査受診時に寒河江市に住所を有する方で、妊婦健康診査受診票を使用することができない医療機関等において受診した方。

※妊婦健康診査受診票を使用した健康診査は対象となりません。

※医療保険適用の妊婦健康診査は対象となりません。

2. 申請方法

妊婦健康診査受診日から6か月以内に子育て推進課に申請してください。

【平日(土・日・祝日除く) 午前8時30分から午後5時まで】

3. 申請時必要なもの

- ・寒河江市妊婦健康診査費助成事業申請書
- ・医療機関発行の領収書と明細書　～大切に保管しておいてください～
- ・未使用の妊婦健康診査受診票
- ・申請者名義(妊婦本人)の振込用通帳
- ・朱肉用印鑑(シャチハタ以外)
- ・母子健康手帳(妊婦健康診査の受診履歴が記載されていること)

4. 助成額

妊婦健康診査1回目10,000円、2～14回目各5,000円、子宮頸がん検診3,400円、性器クラミジア抗原検査2,100円、HTLV-1抗体検査2,290円、超音波検査初回5,300円、2～4回目4,770円を上限とし、助成いたします。限度額を超えた分については自己負担の対応になります。

5. お支払い方法

申請後、審査のうえ指定口座に振り込みます。

問い合わせ先

寒河江市 子育て推進課 すくすく健康係
TEL 85-0916 (直通)